

(介護予防) 訪問看護重要事項説明書

メディカルケア中井株式会社
訪問看護ステーションめぐり愛

(介護予防) 訪問看護重要事項説明書

令和7年11月1日現在

当事業所は契約に際して(介護予防)訪問看護(以下、「サービス」といいます。)を提供させて頂く前に松山市条例に基づいて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明させていただきます。

第1条、サービスを提供する事業者について

事業者名称	メディカルケア中井株式会社
主たる事務所の所在地	愛媛県松山市来住町144番地18
代表者名	中井 孝光
電話番号	089-948-4253

第2条、サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	訪問看護ステーションめぐり愛
事業所の所在地	愛媛県松山市南久米町686番地19 メゾン・ド・白ばら102号
開設年月日	令和6年9月1日
管理者氏名	中井 知美
通常の事業の実施地域	松山市(島しょ部を除く)、伊予市
電話番号	089-948-4253

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	事業所の訪問看護師等が要介護状態等にあり、医師がサービスの必要を認めた契約者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所の訪問看護師等は契約者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養を継続できるように支援します。また事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) サービス提供日時・休業日

サービス提供日時	月曜日～金曜日まで 午前8時30分～午後5時30分まで
休業日	土日・祝日 12月29日～1月3日

※ 時間外、休日のサービス提供は相談に応じます。また電話などによる連絡は24時間対応します。

(4) 事業所の職員体制（令和6年9月1日現在）

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務	1名	/	1名
看護師	サービスの提供	1名	/	1名
准看護師	(介護予防) 訪問看護計画書の作成	3名	/	3名
作業療法士	(介護予防) 訪問看護報告書の作成	1名	/	1名

第3条、サービス内容

① サービスまでの流れ

サービス提供の依頼とご相談

※ご来訪、お電話のいずれかでお申し込み下さい。

ただし、居宅介護支援事業所等と契約されている場合には、担当ケアマネジャーにご相談下さい。



重要事項の説明・サービスの
契約及び契約者の状態把握

※ご利用にかかる重要事項の説明をさせて頂いた後、契約させて頂きます。契約者及び家族と面談し、医師の指示書及び居宅サービス計画又は介護予防サービス計画をもとに状態の把握、ご希望をお聞きします。

(介護予防) 訪問看護計
画書の作成と同意と交付

※居宅サービス計画又は介護予防サービス計画のもと、担当看護師等が(介護予防)訪問看護計画書を作成し、契約者の同意を得て、交付します。

サービスの提供

※(介護予防)訪問看護計画書にもとづき、サービスの提供をさせて頂きます。

②サービス内容について

- (1) 症状・状態の観察 (2)清拭等による清潔保持 (3)食事・排泄等日常生活動作の支援 (4)褥瘡の処置・予防 (5)カテーテル等の管理 (6)ターミナルケア (7)リハビリテーション (8)認知症患者の看護 (9)療養生活や介護方法の指導
- (10)その他、医師の指示による医療処置

③保険の適用について

契約者の状態に従い各種保険を適用します。

(1)介護保険

I、症状が安定期にあり、サービスの必要性を医師が認めた要支援者又は要介護者

(2)医療保険

I、40歳未満の者

II、40歳以上65歳未満の要介護認定を受けることが出来る16特定疾患以外の者

III、40歳以上の特定疾患又は65歳以上であって要介護・要支援でない者

IV、要介護などであっても末期の悪性腫瘍疾患、神経難病の者

V、要介護等であっても医師からの特別訪問看護指示書が交付された場合

VI、要介護等であっても精神科を標榜する医師から精神科訪問看護指示書が交付

された場合

④サービス終了について

契約者は、事業所に対して、文書で通知することにより、7日以上の予告期間を持つ

て届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

ただし、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希

望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

第4条、利用料金について

①利用料金は、契約者の状況に応じて介護保険報酬及び医療保険の診療報酬に準じ

た金額とその他にかかった費用の合計になります。

②介護報酬は、契約者が受けられる保険給付（介護給付・予防給付）と介護報酬からの保険給付額を引いた額が負担金となります。

③サービス利用料金の詳細については、別紙のサービス利用料金説明書にてご説明させて頂きます。

④契約者の都合により、サービス利用をキャンセルする場合には、サービス利用の前日の営業時間内までにご連絡下さい。ただし、容体の急変や緊急時などやむを得ない場合は当日でもかまいません。

第5条、お支払い方法

①当事業所は1ヶ月ごとに当月の利用料金及びその他の費用を合計した金額を翌月15日までに請求し、契約者は事業所の指定する期日までに下記の金融機関にて口座引き落としの方法でのお支払いをお願い致します。尚、振り込みを希望される場合の振り込み手数料については、ご負担をお願いいたします。

金融機関	支店名	種類	口座番号	口座名義
伊予銀行	久米支店	普通		メディカルケア中井 代表取締役 中井 孝光

②支払いが未納の場合には、サービスの継続が困難となり、解約となる場合がございますので、ご了承ください。

第6条、サービス利用に関する留意事項

①サービス提供を行う訪問看護師等

サービス契約後に契約者の状態に応じて、担当の訪問看護師等を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、担当以外の複数の訪問看護師等が交代し、訪問することをご了承下さい。

②訪問看護師等の交代

(1)契約者からの申し出

選任された訪問看護師等の交代を希望される場合には、当該訪問看護師等が業務上不適切と認められる事情とその他の交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師等の交代を申し出ることが出来ます。ただし、契約者からの訪問看護師等の指名はできません。

(2)事業者からの訪問看護師等の交代

事業者の都合により、訪問看護師等が交代することがあります。

訪問看護師等が交代する場合には、前もってご相談するとともに契約者と家族に対して不利益が生じないよう十分に配慮して行います。

③サービス実施時の留意事項

(1)定められた業務以外の禁止

契約者は、(介護予防) 訪問看護計画書に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

(2)サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサ

サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮します。

(3)備品等の使用

サービス実施のために必要な備品（電気・水道・ガスを含む）を無償にて使用させて頂きます。準備していただきたい備品がある場合には、訪問看護師等より相談させて頂きますのでご協力宜しくお願い致します。

(4)訪問看護師等の禁止行為

訪問看護師等は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の該当する行為は行いませんのでご了承下さい。

- ①契約者及びその家族からの金銭又は物品の授受
- ②契約者以外へのサービスの提供
- ③契約者及び家族に対して行う営利活動・政治活動・宗教活動など
- ④訪問職員車両での契約者及び家族の輸送
- ⑤その他契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

第7条、サービスに関する相談・要望・苦情申立について

①苦情の受付

当事業所に関する苦情やご相談は専用窓口で受け付けます。

訪問看護ステーションめぐり愛	担当者： 中井 知美 (月～金曜日) 8：30～17：30
----------------	----------------------------------

	TEL 089-948-4253
--	------------------

②苦情対応の流れ

- (1)苦情又は相談があった場合は、契約者の状態を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- (2)相談担当者は、把握した情報について検討を行い、時下の対応を決定します。
- (3)対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、契約者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間をする内容もその旨を翌日までには連絡します。）
- (4)苦情に関する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとします。

③行政機関その他の苦情受付機関

松山市指導監査課	TEL 089-948-6968
介護事業者指定・指導担当	平日 8：30～17：15
愛媛県国民健康保険団体連合会	TEL 089-968-8700
	平日 8：30～17：15

第8条、緊急時における対応方法について

- ①訪問看護師等は、サービスを実施中に、契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

第9条、事故発生時の対応方法について

①事業者は、サービスの提供により契約者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②契約者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第10条、虐待の防止のための措置

①事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問看護師等に十分に周知します。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 訪問看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

②事業所は、サービス提供中に、訪問看護師等又は養護者（契約者の家族等契約者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第11条、秘密保持等

①契約者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド

ンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- ②訪問看護師等は、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持します。
- ③事業者は、訪問看護師等であった者に業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ④事業者は、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

第12条、その他運営に関する重要事項

- ①事業者は、訪問看護師等の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保します。
- ②事業者は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。